

# 湖南省読書バリアフリー計画

令和5年3月

湖南省教育委員会

# 目次

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の対象	1
4 視覚障がい者等の読書に対する本市図書館における課題と取組	1
5 計画の基本方針と施策の方向性	2
<方向性1> 視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備等	
<方向性2> インターネットを利用したサービスの提供体制の強化	
<方向性3> 端末機器等およびこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援	
<方向性4> 図書館サービスの人材育成・体制整備	
6 計画の推進と取組内容	4
(1) 推進体制	
(2) 計画の周知	
(3) 取組内容	
資料	6
用語解説	
参考データ	
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	

## 1 計画策定の趣旨

国では、令和元年（2019年）6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）を施行しました。この法律は、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について視覚による表現の認識が困難な者の読書環境を整備することによって、障がいの有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に寄与することを目的として制定されました。

また、読書バリアフリー法第8条では、「地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」とされており、滋賀県では、令和4年（2022年）3月に「滋賀県読書バリアフリー計画」が策定されました。

本市においても、「読書バリアフリー法」の理念を具現し、視覚障がい者等の読書環境の整備についての基本的な方針および施策の方向性を示すとともに、取組を推進するための指針としてこの計画を策定します。なお、施策の推進にあたっては、「湖南市障がいの支援に関する基本計画」、「湖南市子ども読書活動推進計画」や「滋賀県読書バリアフリー計画」などの関連計画との連携を図ります。

## 2 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

## 3 計画の対象

本計画は、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由、知的障がいその他の障がいにより、活字によって表現された書籍を読むことが難しい者、寝たきりや上肢に障がいがあるなどの理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい者（以下「視覚障がい者等」という。）を対象とします。なお、障害者手帳の有無は問いません。

なお、読書環境の整備にあたっては、視覚障がい者等以外の、読書や図書館利用に困難を伴う人も配慮し、誰もが利用しやすい環境づくりを図ります。

## 4 視覚障がい者等の読書に対する本市図書館における課題と取組

本市には、令和4年（2022年）3月31日現在、視覚障がい者で身体障害者手帳を保持する人が106人います。その他にも、身体障害者手帳を保持していなくても、高齢や病気などにより、書籍を持つこと、ページをめくることが通常の活字サイズでの読書が難しいなど、書籍等の文字媒体の利用が困難な人は多くいると想定されます。さらに、今後は高齢化の進展に伴い現在以上に視覚障がい者等が増加することが予想されます。

本市の公立図書館において、視覚障がい者等が読書を行う主な方法としては、次のようなものがあります。

○視覚障がい者等が利用しやすい書籍等(以下「アクセシブルな書籍<sup>※1</sup>等」という。)の利用

- ・視覚障がい者を対象とした音訳資料（広報こなん・議会だよりなど）
- ・録音図書
- ・点字付き絵本
- ・障がい者等を対象とした布絵本
- ・さわる絵本<sup>※2</sup>
- ・LLブック<sup>※3</sup>
- ・大活字本
- ・音声読み上げ対応の電子書籍、オーディオブック

○以下のサービスの利用

- ・支援者などによる対面朗読
- ・視覚障がい者を対象とした、支援者など製作の音訳資料の郵送  
（広報こなん・議会だよりなど）
- ・ループ、デージー図書<sup>※4</sup>再生機などの読書支援機器・用具の館内利用

## 5 計画の基本方針と施策の方向性

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無に関わらず、全ての市民が読書活動を通じて豊かな人生を送ることができるとする湖南市の実現を目指すことを基本方針とし、そのために4つの施策の方向性を定め、計画を推進します。

<方向性1> 視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備等  
（読書バリアフリー法 第9条関係）

<方向性2> インターネットを利用したサービスの提供体制の強化  
（読書バリアフリー法 第10条関係）

<方向性3> 端末機器等およびこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援  
（読書バリアフリー法 第14条・15条関係）

<方向性4> 図書館サービスの人材育成・体制整備  
（読書バリアフリー法 第17条関係）

## ＜方向性1＞ 視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備等

### 【基本的な考え方】

利用者のニーズに応えるため、公立図書館および学校図書館において、引き続きアクセシブルな書籍等の収集を進めるとともに、利用しやすい環境などの整備を図ります。

#### ●アクセシブルな書籍等の充実

1. 視覚障がい者等のニーズを把握し、引き続き、録音図書、大活字図書、電子書籍、LLブック等のアクセシブルな書籍を収集します。
2. 滋賀県立図書館などとの連携により、アクセシブルな書籍等の提供の充実を図ります。

#### ●視覚障がい者等が公立図書館、学校図書館を円滑に利用するための支援の充実

1. デイジー図書再生機、リーディングトラッカー<sup>※5</sup>、リーディングルーペなどの読書支援機器・用具を充実させることにより、読書機会の提供やアクセシブルな書籍等の利用支援に努めます。
2. 視覚障がい者等だけでなく、すべての利用者が利用しやすい図書館を目指し、ピクトグラムやわかりやすい表現の利用案内など、館内案内の充実に努めます。

## ＜方向性2＞ インターネットを利用したサービスの提供体制の強化

### 【基本的な考え方】

国立国会図書館やサピエ図書館<sup>※6</sup>などのサービスについての周知などにより、多くの視覚障がい者等が、資料を利用できる環境の整備を進めます。

1. 国立国会図書館が製作した、あるいは収集した視覚障がい者等用データを、インターネット経由で送信するサービスを行います。
2. 国立国会図書館やサピエ図書館、湖南省電子図書館のサービスや利用方法について、関係機関や学校、団体などと連携しながら、周知を図ります。

## ＜方向性3＞ 端末機器等およびこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援

### 【基本的な考え方】

アクセシブルな書籍等を利用するための端末機器など、これに関する情報およびこれを利用するのに必要な情報通信技術について視覚障がい者等が入手および習得するため、必要な支援などを行います。

関係機関と連携し、視覚障がい者等に対して、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器などの情報を提供することに努めます。

## ＜方向性4＞ 図書館サービスの人材育成・体制整備

### 【基本的な考え方】

アクセシブルな書籍等を利用者が円滑に利用できるよう、公立図書館職員、司書および学校図書館に関わる学校司書や図書館ボランティア等を対象とした研修などで、視覚障がい者等に対する図書館サービスについて理解を深める場を設け、資質の向上を図ります。

1. 公立、学校図書館職員などを対象に、滋賀県立視覚障害者センターや関係機関と連携し、障がい者サービスに関する内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器の使用法に習熟するための研修などを実施し、資質の向上を図ります。
2. 朗読ボランティア団体など、音訳に携わる人材について、製作方法やノウハウ等の習得についての研修の取組を支援し、質の向上を推進します。

## 6 計画の推進と取組内容

### (1) 推進体制

市関係課、学校図書館、関係機関、関係団体と連携・協力し、本計画の施策の方向性に沿って、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。

### (2) 計画の周知

本計画や支援施策の充実を図るため、市や図書館の広報誌やホームページで、情報発信を行います。

### (3) 取組内容

各施策について、定期的に計画の推進状況を把握、評価するため、「5 計画の基本方針と施策の方向性」で示した4つの方向性に基づき、計画期間の5年間を評価する取組内容として、次の項目を定めます。また、当事者や関係団体などから情報の収集やニーズの把握に努め、毎年進捗状況を確認し、第二期計画には数値目標を設定するとともに、計画を見直します。

なお、今後国から具体的な目標や基準などが示された場合は、第二期計画を策定前であっても本計画の目標などについて見直しを行います。

## 取組内容

施策の方向性	取組内容	現状
方向性 1	市立図書館におけるアクセシブルな書籍等の新規購入点数	書籍等所蔵数（タイトル数） 4,236 点
	市立図書館におけるアクセシブルな書籍等の新規製作点数	書籍等製作数（点数） 72 点（朗読ボランティア製作/令和 3 年度）
	読書支援機器の整備状況と広報、利用支援状況	リーディングトラッカー、リーディングループを購入（令和 4 年度）
	アクセシブルな資料のコーナー設置や館内のサインの見直しなど、誰もが利用しやすい棚づくり	未実施
方向性 2	国立国会図書館の視覚障がい者等データ送信サービスなどの実施	未実施
	湖南省電子図書館、国立国会図書館、サピエ図書館などのサービスや利用方法の周知のためのチラシ作成・配布（一般向け、学校向け）	湖南省電子図書館のチラシのみ作成・配布を実施。国立国会図書館やサピエ図書館については未実施
方向性 3	端末機器等およびこれに関する情報の入手の支援	未実施
	情報通信技術の習得支援	未実施
方向性 4	朗読ボランティアの養成	未実施（令和 3 年度）
	視覚障がい者等に対する図書館サービスについて理解を深めるための職員研修	未実施（令和 3 年度）
全体を通じて	障がい者サービスについての公立図書館と学校図書館との連携	未実施

# 資料

【用語解説】

<p>※1 アクセシブルな書籍</p>	<p>視覚障がい者等が利用しやすい書籍（読書バリアフリー法第2条第2項）のこと。点字図書、拡大図書その他視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。</p>
<p>※2 さわる絵本</p>	<p>立体的に作られた部分を触って形や大きさを理解したり、材質の手触りの違いによって描かれたものを楽しむ本のこと。</p>
<p>※3 LLブック</p>	<p>知的障がいなどのために、読むことに困難を伴いがちな中学生以上の人を対象に、生活年齢にあった内容についてわかりやすい文章や文章の意味を示すピクトグラム、イラストや写真を使った本のこと。</p>
<p>※4 デイジー図書</p>	<p>デイジーとは「Digital Accessible Information System」の略で日本では「アクセシブルな情報システム」と訳される。視覚障がい者や通常の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格のことである。</p> <p>デイジー図書の特徴として、目次から任意のページ等に飛んだり、1枚のCD-ROMで50時間以上もの録音が可能であったり、音声にテキストや画像を同期させるなどがある。</p>
<p>※5 リーディングトラッカー</p>	<p>読みたい行に焦点を当てながら読むことができる読書補助具。視覚障がいのある人やディスレクシア(視力は正常だが、文字を読むまたは書くことに困難を示す)の読書をサポートする道具。</p>
<p>※6 サピエ図書館</p>	<p>視覚障がい者および視覚による表現の認識に障がいのある人に対して点字、デイジーデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。</p>

参考資料 『図書館利用に障害のある人々へのサービス 補訂版』上・下

日本図書館協会障害者サービス委員会／編 日本図書館協会 2021年

【参考データ】

湖南省所蔵のアクセシブルな資料の現状（令和4年（2022年）3月末現在）

	資料種別	タイトル数	備考
1	点字付き絵本	27	
2	大活字本（市販）	1,371	
3	大活字本（寄贈）	121	
4	LLブック	16	
5	障がい者等を対象とした布絵本	17	
6	さわる絵本	3	
7	障がい者用カセットブック（市販）	31	
8	音声デイジー	16	朗読ボランティア作成/年
9	その他の障がい者向け録音資料	56	朗読ボランティア作成/年
10	CDブック	789	
11	カセットブック	1,372	
12	電子書籍（オーディオブック）	489	

10～12 令和3年度（2021年度）湖南省立図書館事業実績報告より

## ○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年六月二十八日)

(法律第四十九号)

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

## 第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

湖南省読書バリアフリー計画

令和5年（2023年）3月発行

〒520-3195 湖南省石部中央一丁目1番1号  
湖南省教育委員会